

農業近代化資金融通法施行令第1条第9号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を定める件（抄）

平成14年6月21日農林水産省告示第1184号  
改正平成17年4月1日農林水産省告示第677号  
平成25年3月15日農林水産省告示第575号

農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第9号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を次のように定め、平成14年7月1日から施行する。

- 1 農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第1条第10号の農林水産大臣の定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 団体の目的
  - (2) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
  - (3) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
  - (4) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
- 2 令第1条第10号の農林水産大臣の定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
  - (2) 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
  - (3) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
  - (4) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
  - (5) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。